

## 平成 27 年度予算「地域中小企業・小規模事業者 UIJ ターン人材確保等支援事業」に係る補助事業者募集要領

平成 27 年 2 月 10 日  
中小企業庁  
経営支援課

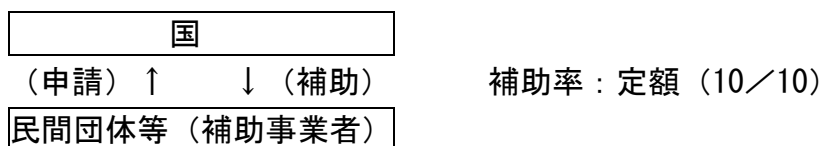
中小企業庁では、平成 27 年度予算「地域中小企業・小規模事業者 UIJ ターン人材確保等支援事業」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

なお、本事業は、平成 27 年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立をもって採択者とするものとします。

## 1. 事業の目的

- ・ 経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとって、人材確保は極めて厳しい状況です。特に、大企業を中心に雇用が拡大し、少子高齢化や大都市への人口流出が進む中で、急速に経営環境が変化していく時代に対応していくためには、地域の中小企業・小規模事業者が経営を強化し、新たな事業や雇用を創出していく担い手となりうる優秀な人材の確保が求められています。
- ・ 平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略 2014 改訂」においては、地域の中小企業・小規模事業者における戦略産業創出の担い手としての企業 OB 等人材の活用が掲げられており、若者にとどまらず、能力・意欲のある多様な人材と地域の中小企業・小規模事業者との多様なマッチングが急務となっています。さらに、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「地方への新しいひとの流れをつくる」という基本目標が設定され、この中で地域の中小企業に必要とされる人材を大都市圏で掘り起こし、地域への環流を促す仕組みを強化し、人材の確保・育成を行うこととしています。
- ・ 本事業では、都市部の UIJ ターン人材拠点、自治体や経済団体等地域の関係機関と連携し、地域の中小企業・小規模事業者の魅力を発信するとともに、都市部で発掘した UIJ ターン人材の地域の中小企業・小規模事業者への定着を実施します。本事業を通じて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域外の若手人材等を活用することで、事業の付加価値を拡大させると共に、労働生産性の向上を目指します。また、各地において地域人材コーディネート機関が自治体や経済団体等地域の関係機関と連携して、各地で持続的に人材確保支援が行われる体制の整備に努めることとします。

## 2. 事業スキーム



## 3. 事業内容

- ・ 地域人材コーディネート機関となって、以下の事業を行う場合の費用を補助します。
- ・ 地域人材コーディネート機関は、地域の中小企業・小規模事業者の人材確保に関するニーズを把握した上で、都市部の若者を、地域の中小企業・小規模事業者のニーズに応じて紹介するとともに、企業への定着までを支援するなどし、人材のマッチングを一貫支援（コーディネート）します。
- ・ また、地域人材コーディネート機関は、地方自治体、大学等、ハローワーク、地域金融機関等と連携して、情報共有やノウハウ提供を行いながら、人材発掘、企業開拓、人材と企業のマッチングを行い、定着までを一貫支援します。また「(6) 関連事業への協力義務等」に記載する「UIJ ターン人材拠点事業」に積極的に協力し、シナジーを発揮しながら、より効果的に事業を実施するよう努めるものとします。

### (1) 都市部の若者の発掘

- ・ 主に、「UIJ ターン人材拠点事業」において開催する都市部の若者と地域の中小企業・小規模事業者との交流イベント等に参加し、都市部の若者に対して地域の中小企業・小規模事業者の魅力を発信し就職の意識啓発を行うことを通して、地域の中小企業・小規模事業者において新たな仕事を創造し、新しい事業への展開にチャレンジし、又は経営革新や経営強化に資する優秀な人材をしかるべき人数発掘する。
- ・ この他、「UIJ ターン人材拠点事業」とは別に、中小企業経営者による魅力発信、都市部の大学等と連携した UIJ ターン就職イベント等を開催することで、人材発掘を行うことも可能とする。

### (2) 地域の中小企業・小規模事業者の人材確保に向けての啓発、求人開拓

- ・ 都市部の若者等と共に、都市部の若者を惹きつける仕事や職場環境を創出する地域の中小企業・小規模事業者をしかるべき社数開拓する。開拓した企業を「UIJ ターン人材拠点事業」において開催する都市部の若者と地域の中小企業・小規模事業者との交流イベント等に参加させ、都市部の若者に対して直接自社の PR を行い、地域の中小企業・小規模事業者の成長に資する若者のニーズを体感し、優秀な人材を採用するための手法等を学ぶ機会を提供する。

### (3) 地域の中小企業・小規模事業者と都市部の若者のマッチング

- ・ 主に、「UIJ ターン人材拠点事業」において開拓した都市部の若者を職場実習・職場体験等により受け入れる地域の中小企業・小規模事業者を選定する。選定された企業に対して、UIJ ターン人材拠点と協力して職場実習・職場体験プログラムを作成し、職場実習・職場体験者を受け入れる上での心構え等についてアドバイスを行う。職場実習・職場体験期間中、適時受入企業と職場実習・職場体験者に対するフォローアップを行う。
- ・ この他、「UIJ ターン人材拠点事業」とは別に、都市部の若者と地域の中小企業・小規模事業者との関係構築の機会を創出することも可能（例えば、地域別合同企業説明会、業種別合同企業説明会、週末職場体験等）。
- ・ 上記を通して、しかるべき数の地域の中小企業・小規模事業者に対して、都市部の若者を対象にした職場実習・職場体験の受入れや週末職場体験等の交流イベント等に参加させる。

### (4) 地域の中小企業・小規模事業者と都市部の若者のコーディネート

- ・ 地域の中小企業・小規模事業者と都市部の若者を対象にして、就職（内定）決定に向けて、双方ニーズを踏まえて、地域の中小企業・小規模事業者の発展に資するような、適切なコーディネートを行う。
- ・ 特に、都市部の若者に対しては、地域の実態や生活スタイルなども含めて情報を提供し、面接の支援等も行うなど、双方のニーズを踏まえたコーディネートを行う。
- ・ 上記を通して、しかるべき数の地域の中小企業・小規模事業者と都市部の若者とのコーディネートを行う。

### (5) 都市部の若者の定着支援

- ・ UIJ ターンの就職内定者や地域の中小企業・小規模事業者における若手従業員に対する定着に関する取り組み（内定者セミナー、業種別新人社員セミナー、若手従業員向けキャリア・コンサルティング等）を実施し、内定辞退や若手従業員の早期離職の低減を図る。

※上記（1）～（5）については、申請する事業費総額に相当するしかるべき目標値（人数・社数・回数等）を提案すること。

### (6) 関連事業への協力義務

- ・ 「中小企業・小規模事業者人材対策事業」の一環で別に実施が予定されている以下の事業について、求人企業や求職者を紹介し、紹介した企業や人材への丁寧なフォローアップを行うことで、事業間の風通しを良くし、各事業が最大効果を発揮できるようにすること。

## 「UIJ ターン人材拠点事業」(平成 27 年度予算)

- ・ 本事業は、地域の中小企業・小規模事業者の人材ニーズを把握して、都市部の若手人材等を発掘し、地域事業者とのマッチングを行う UIJ ターン人材拠点を全国 5 箇所(仙台、東京、名古屋、大阪、福岡)に設置するもの。
- ・ 地域人材コーディネート機関は、本事業の受託者と連携して、全国 5 箇所で開催される都市部の若者と地域の中小企業・小規模事業者との交流イベント等へ地域の中小企業・小規模事業者と共に参加することで、都市部から地方へ円滑な人材流動を促し、地域が必要とする人材の確保に努める。全国 5 箇所で実施する都市部の若者と地域の中小企業・小規模事業者との交流イベント等へ参加するための旅費(中小企業・小規模事業者及び地域人材コーディネート機関職員分)は、地域人材コーディネート機関において支出する。

### (7) 経済産業局及び全国事務局への報告等

#### ①事業実施目標の設定

- ・ 事業を実施しようとする都道府県ごとに、「3. 事業内容」(1)～(5)について自ら定める目標を達成する事業計画としてください。
- ・ 事業を実施しようとする都道府県とは、支援対象とする中小企業・小規模事業者が所在する都道府県となります。イベント等を実施する場所ではありません。

#### ②業務内容の報告・支援事例の提出等

- ・ 地域人材コーディネート機関は、若者の発掘数、中小企業・小規模事業者の開拓数、マッチング件数、コーディネート件数、セミナー開催数・参加者数等について、全国的な集計・分析、ノウハウの共有、評価等のために、事業を実施する都道府県を所轄する地方経済産業局(以下「所轄の経済産業局」とする)及び中小企業庁が指定する全国事務局(以下「全国事務局」とする)に定期的に報告して下さい。
- ・ また、地域の中小企業・小規模事業者と都市部の若者とのマッチングやコーディネートによる経営革新等の事例や人材確保に結びついた案件のうち、先進的な支援ノウハウとして他の地域人材コーディネート機関、UIJ ターン人材拠点等に移転できると考えられる成功事例を定期的に所轄の経済産業局及び全国事務局へ報告して下さい。
- ・ なお、報告の内容、様式、時期等の詳細は、所轄の経済産業局及び全国事務局の指示に従うものとします(全国事務局が開催する全国会議等において報告して頂く場合もあります)。

#### ③評価・管理体制への対応

- ・ 地域人材コーディネート機関の評価については、全国事務局がアドバイザリーボードを設置し、所轄の経済産業局と連携し、次に掲げる評価項目を中心に定期的に実施する予定です。地域人材コーディネート機関は、全国事務局からの求めに応じて資料を作成し、所轄

の経済産業局及び全国事務局へ提出いただきます。

- ・ なお、評価に当たっては、アドバイザリーボード、所轄の経済産業局、全国事務局と協議の上で事業開始時に設定した事業目標・事業計画に対する達成度等を中心に行うこととします。
- ・ 事業の進捗や内容について、アドバイザリーボードにより、事業内容や体制等について改善指示等がなされる場合があります。改善指示等を受けた場合は、指示に従い早期改善に努めて下さい。

(具体的な評価のイメージ)

#### [定量的評価]

- ・ 都市部の若者の開拓数
- ・ 地域の中小企業・小規模事業者の求人開拓数、啓発活動を行った社数
- ・ 都市部の若者に地域の中小企業・小規模事業者を引き合わせた数（マッチング件数）
- ・ 就職（内定）決定に向けたコーディネート件数
- ・ 内定辞退や早期離職防止のための取り組みへの参加者数
- ・ 地域の中小企業・小規模事業者と都市部の若者とのマッチングやコーディネートによる経営革新等の事例の数 等

#### [定性的評価]

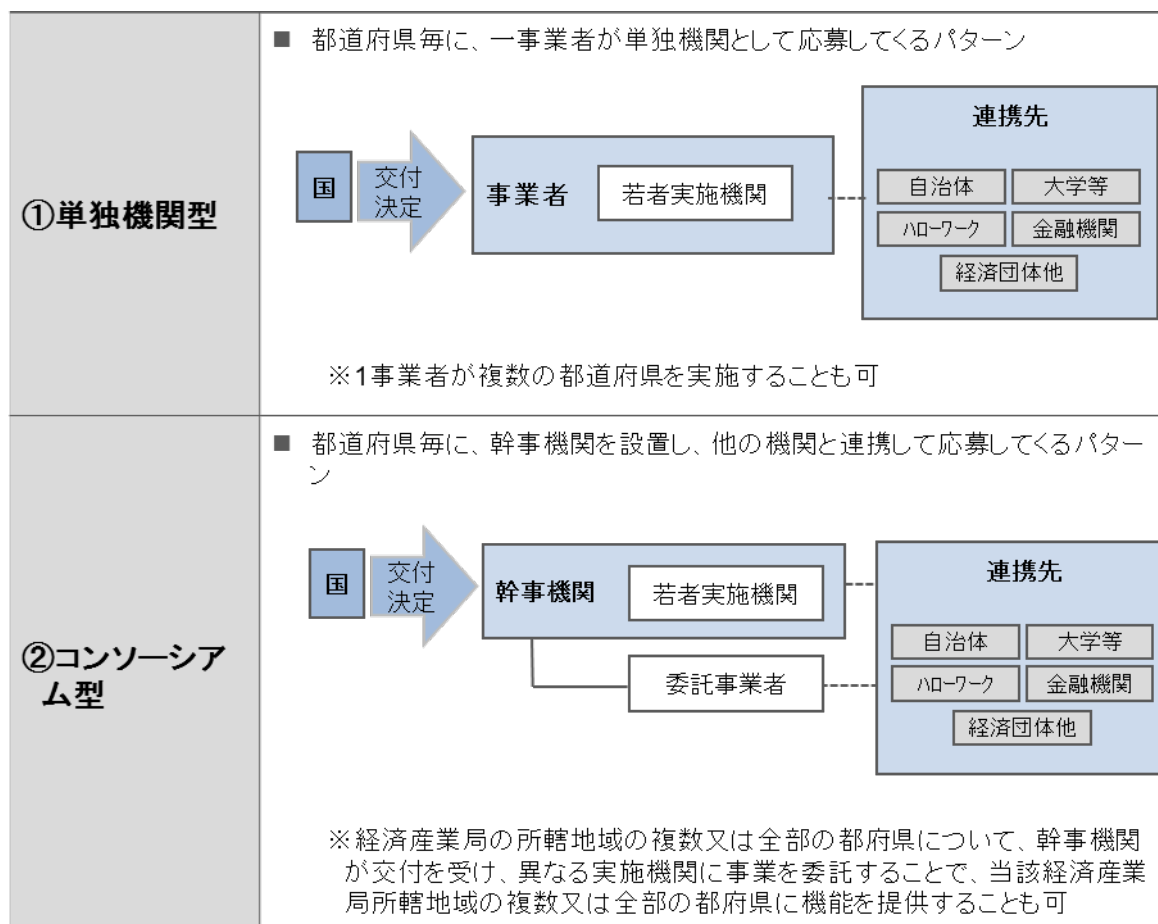
- ・ 都市部の若者に魅力的に映る仕事や職場を地域の中小企業・小規模事業者が提供できたか（満足度調査）。
- ・ 地域の中小企業・小規模事業者の経営に資する求人（都市部の若者を対象）を開拓できたか（これまで潜在化していた求人をどれだけ表出化したか）
- ・ 地域の中小企業・小規模事業者に新たな人材をコーディネート（直接雇用以外に長期職場実習・職場体験等も含む）することによって、地域の中小企業・小規模事業者の経営が改善されたか（事業拡大、多角化、販路開拓、経営基盤強化、後継者不足解消などを想定）
- ・ 中小企業・小規模事業者の新たな人材をコーディネートすることによって、中小企業・小規模事業者の経営革新や経営強化に資する事例が作れたか
- ・ 人材の発掘、企業の開拓では、目的にそった仕掛けがなされたか
- ・ マッチング、コーディネートでは、企業と人材それぞれのニーズを反映した取組がなされているか。最終的な就職（内定）決定にどれだけ寄与したか
- ・ 地域の関係機関との連携体制を構築し、協働して事業を実施できたか
- ・ 中小企業・小規模事業者の人材確保に関する取り組みのメディア等への掲載数
- ・ 全国事務局が行う満足度調査結果 等

#### (8) 留意事項

- ・ 地域の具体的なニーズを踏まえた事業であることが必要です。
- ・ 本事業を通じて、若者と地域の中小企業・小規模事業者とをコーディネートする活動が、地域に定着し自立化する目途があることが必要です。
- ・ 本事業における都市部とは、主にUIJターン人材拠点を設置する仙台、東京、名古屋、大阪、福岡の周辺地域とします。
- ・ 本事業における「若者」とは、「おおむね 20 歳代～30 歳代の大学生等や社会人（離職者を含む）」です。
- ・ (1)～(5)を行う上では、事業を実施する地域の実情を十分に認識した上で、どのように都市部の若者を開拓していくか、また、当該人材を受け入れる地域の中小企業・小規模事業者をどのように開拓していくか、都市部の若者に魅力を感じてもらうには地域の中小企業・小規模事業者は何をすれば良いか等の課題を整理した上で、具体的な手法を提案し、実施すること。
- ・ 地域の中小企業・小規模事業者の人材確保に取り組む上で、地域の関係機関（地方自治体、や地域金融機関等）との連携体制、連携内容を提案すること。また、連携体制を活かして、今後地域で目指していく内容、本事業終了後も地域で持続的に活動していくための方法を提案すること。

#### 4. 実施体制等

地域人材コーディネート機関の公募にあたっては、地域の実情などを踏まえながら、次の2つのパターンから、より適した形態を選択して応募することも可能とします。



また、複数の都道府県を対象地域として、事業を行う旨申請することができます。この場合、事業実施計画（目標を含む）や経費明細表は実施しようとする都道府県ごとに作成し、提出する必要があります。

<参考>

○本事業における「中小企業・小規模事業者」の定義

①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

ア発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（注）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を

<p>営む者をいう。ただし、以下の該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社</li> <li>・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合</li> </ul>
<p>②特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に規定する特定非営利活動法人のうち、主として中小企業者の振興に資する事業を行う特定非営利活動法人であって、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>ア中小企業者と連携して事業を行うもの</p> <p>イ中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの（社員総会における表決権の 2 分の 1 以上を中小企業者が有しているもの）</p>
<p>③中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体</p>
<p>④特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が①の中小企業者であるもの（③の中小企業団体を除く）</p>

○本事業における「UIJ ターン」について

- ・ 仙台、東京、名古屋、大阪、福岡で構成される都市圏の居住者が、当該都市圏以外の地域に就職することを言います。都市圏の範囲は、UIJ ターン人材拠点の事業内容により設定されますが、都市圏を構成する政令市とその周辺が想定されます。

**5. 事業実施期間**

- ・ 交付決定日～平成 28 年 3 月 31 日

**6. 応募資格・条件**

- ・ 応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。
- ・ 本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす者とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事機関を決めていただくとともに、幹事機関が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事機関が業務の全てを他の法人に委託することはできません。）

(1) 日本に拠点を有していること。所轄の経済産業局の所管地域内に当該事業を実施する事



務所を有していること。(例)山形県に実施事業所を置く者が、秋田県の地域人材コーディネート機関として事業を実施することが可能。

- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (5) 中小企業・小規模事業者の人材確保支援の実績を有すること。
- (6) 職業安定法第4条第7項に規定される職業紹介事業者であること。ただし、職業紹介事業者でない場合にあつては、以下のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. 職業安定法第33条の3第1項の規定による届出を原則として平成27年3月31日までに行う場合、又は同法第30条第1項若しくは第33条第1項の許可を原則として平成27年3月31日までに取得する場合
  - イ. 本要領3.(3)及び(4)については同法の職業紹介事業者である者が実施する体制となっている場合
  - ウ. 大学、ハローワーク等の協力により、職業紹介を行う体制が整備されている場合(ただし、大学、ハローワーク等の承諾が得られている場合に限る。)
- (7) 効果的に機能を発揮するために、地域の関係機関と連携を図ること。特に、「地方自治体」、「大学等」、「ハローワーク」、「金融機関(地銀、信金等)」との連携は必須とする。ただし、申請書提出時には各機関と連携を予定している場合も可とする。その場合、申請書には想定する連携先を記載すること。
- (8) 予め定められた目標数等を達成できる事業計画となっていること。
- (9) 中小企業庁が別途指定する全国事務局及び所轄の経済産業局への報告義務を果たし、連携を図ること。また、「3. 事業内容 (6) 関連事業への協力義務等」に対応すること。
- (10) 「3. 事業内容」について(1)～(5)まで全てを実施すること。
- (11) 事業者が自主事業との経費の区分を明確にすること。本事業との重複受給が生じないように徹底すること。
- (12) 事業の遂行にあたっては、平成26年度補正予算「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」と一体的に実施することが望ましい。

※応募をされる際には、できるだけ公募説明会への参加をお願いします。また、応募前に事業内容について、所轄の経済産業局に相談を行うことをお勧めします。

## 7. 補助金交付の要件

### (1) 採択予定件数

- ・ 原則、1 都道府県につき、1 機関（コンソーシアム方式の場合は 1 幹事機関）

### (2) 補助率・補助額

- ・ 原則、定額補助（10/10）とし、1 都道府県あたり 20,000 千円を上限とします。
- ・ また、複数の都道府県において事業を実施する場合は、上記上限額に実施しようとする都道府県の数に乗じた額が上限となります。
- ・ なお、最終的な実施内容、交付決定額については、所轄の経済産業局と調整した上で決定することとします。

### (3) 支払時期

- ・ 補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

### (4) 支払額の確定方法

- ・ 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
- ・ 支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 8. 応募手続き

### (1) 募集期間

- ・ 募集開始日：平成 27 年 2 月 10 日（火）
- ・ 締切日：平成 27 年 3 月 3 日（火）12 時必着

### (2) 説明会の開催

- ・ 各地域の地方経済産業局で実施します。
- ・ なお、説明会への参加を希望する方は、会場準備の都合上、参加を希望する地域の地方経済産業局の連絡先へ、説明会の開催前日（※2 月 16 日（月）開催の場合は 13 日（金））17 時までにはメール又は FAX 番号の記載のある地方経済産業局においては FAX にてご連絡

をお願いします。

- ・ メール等の件名を「人材対策事業募集説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」、「出席者全員の氏名（ふりがな）」、「所属（部署名）」、「住所」「電話番号」「E-mail アドレス」を記載ください。
- ・ 説明会への出席につきましては、原則として、応募単位毎に2名までをお願いします。コンソーシアム方式での申請を予定されている場合は、複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席をお願い致します。

地域	局名	開催日時	開催場所	参加登録・問合せ
北海道	北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月16日（月） 13：30～	札幌市北区北8条西2 丁目 札幌第一合同庁 舎6階第1会議室	メール： hokkaido-sangyo-jinzai@ eti.go.jp TEL：011-709-2311（内線： 2561）
東北	東北経済産業局 地域経済部 産業人材政策室	平成27年 2月17日（火） 14：00～	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎8階 関東東北産業保安監督 部東北支部会議室	メール： thk-jinzai@meti.go.jp FAX:022-223-2658 TEL：022-221-4881
関東	関東経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月18日（水） 13：30～	埼玉県さいたま市中央 区新都心1番地1 さ いたま新都心合同庁舎 1号館8階 8-2 会議 室	メール： kanto-jinzai@meti.go.jp FAX：048-601-1292 TEL：048-600-0358
中部	中部経済産業局 地域経済部 産業技術・人材・情 報政策課	平成27年 2月17日（火） 14：00～	愛知県名古屋市中区三 の丸2-5-2 中部経済 産業局総合庁舎1階中 部地方環境事務所第1 会議室	メール： chubu-jinzai@meti.go.jp FAX：052-950-1764 TEL：052-951-2774
近畿	近畿経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月16日（月） 13：00～	大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1号館 第一別館2階 第二会議室	メール： kin-jinzai@meti.go.jp FAX：06-6966-6077 TEL：06-6966-6013
中国	中国経済産業局 地域経済部	平成27年 2月16日（月）	広島市中区上八丁堀6 番30号 広島合同庁	FAX：082-224-5765 TEL：082-224-5683

	産業人材政策課	13:30～	舎2号館中国经济産業局第2会議室	
四国	四国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月17日(火) 13:30～	高松市サンポート3番 33号 高松サンポー ト合同庁舎6階602会 議室	FAX: 087-811-8555 TEL: 087-811-8517
九州	九州経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	平成27年 2月16日(月) 13:00～	福岡県福岡市博多区博 多駅東2丁目11番1 号 福岡合同庁舎本館 1階大会議室「九経交 流プラザ」	TEL: 092-482-5504
沖縄	内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	平成27年 2月16日(月) 11:00～	沖縄県那覇市おもろま ち2丁目1番1号 那覇 第2地方合同庁舎2号 館10階経済産業会議 室	FAX: 098-860-1730 TEL: 098-866-1730

### (3) 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「平成27年度予算「地域中小企業・小規模事業者UIJターン人材確保等支援事業」申請書」と記載してください。

- ・ 事業申請書(様式1, 2)・・・正本1部+写し5部
- ・ 暴力団排除に関する誓約書(様式3)・・・1部
- ・ 会社概要及び直近の過去3年分の財務諸表(複数者による申請の場合は全ての者のものを提出すること)・・・6部
- ・ 様式1～3を格納したCD-R(DVD-R等)・・・1式

※ファイル形式は、Word, PowerPoint, Excel 又は PDF 形式とする。当該電子媒体は審査に使用しますので確実に所定のファイルを CD-R (DVD-R 等) に格納した上で提出してください。

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成

費用は支給されません。

- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

- ・ 応募書類は所轄の経済産業局に郵送・宅配便・直接持参により以下に提出してください。FAX・メールによる提出は受け付けられません。締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締め切り時刻までに届かない場合もありますので、期限内に余裕をもって送付ください。

局名	住所	電話番号	管轄都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-700-2327	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業人材政策室	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4881	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
関東経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央 区新都心1番地1 さい たま新都心合同庁舎1号 館	048-600-0358	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・長 野・山梨・静岡
中部経済産業局 地域経済部 産業技術・人材・情報政 策課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三 の丸2-5-2	052-951-2774	愛知・岐阜・三重・ 富山・石川
近畿経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎1 号館	06-6966-6013	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山
中国経済産業局 地域経済部	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番	082-224-5683	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口

産業人材政策課	30号 広島合同庁舎2号館		
四国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒760-8512 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087-811-8517	徳島・香川・愛媛・高知
九州経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-482-5504	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1730	沖縄

## 9. 審査・採択について

### (1) 審査方法

- ・ 審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

### (2) 審査基準

- ・ 以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、「6. 応募資格・条件」を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

#### ①補助事業者としての適格性

- ・ 法人格の有無（法人格が無の場合の申請も認めますが、組織の体制や財務状況が法人格を有する場合と同様に示せることが必要です）
- ・ 本事業と類似事業の実績
- ・ 多様な人材と地域の中小企業・小規模事業者とのマッチングや定着等に関する専門知識・ノウハウ等

#### ②事業実施計画

- ・ 事業実施計画（スケジュール）の妥当性、効率性

#### ③事業実施体制と事業費

- ・ 要員数や事務所の確保、事業の実施体制スキームの構築及び役割分担の明確性
- ・ 適切な経営基盤、一般的な経理処理能力

- ・ 事業費の金額の妥当性

#### ④事業内容

- ・ 自治体、大学、ハローワーク、地域金融機関等、地域の関係機関との連携体制の構築に関する具体性及び実効性
- ・ 事業の成果目標の実現可能性

#### (3) 採択結果の決定及び通知について

- ・ 採択された申請者については、中小企業庁及び経済産業局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。採択に至らなかった申請者に対してもその旨を通知します。
- ・ 採択にあたっては、事業内容や全体の予算の都合等により、事業費総額を調整する場合があります。また、申請内容によっては、他の申請者と共同で事業を実施いただく等の調整を要請することがあります。
- ・ 各事業の評価・審査の経緯等に関する問合せには回答出来ませんので、あらかじめご了承ください。

### 10. 交付決定について

- ・ 採択された申請者が、所轄の経済産業局等に補助金交付申請書を提出し、それに対して所轄の経済産業局等が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、所轄の経済産業局等との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。
- ・ なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

### 11. 補助対象経費の計上

#### (1) 補助対象経費の区分

- ・ 本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費

Ⅱ. 事業費	
旅費	事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため及び会議や打ち合わせ等に参加するための旅費として補助事業者の職員に支払われる経費、事業遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる経費、地域の中小企業・小規模事業者が都市部で行われる研修やマッチング等に参加するための経費及び職場実習・職場体験等に参加する若手人材に支払われる経費(旅費には、交通費、日当、宿泊費等を含む) ※ただし、本省及び経済産業局での打合せに参加するための経費を除く。
謝金	事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
会議費	事業遂行に必要な会議等を開催するために支払われる経費
借料及び損料	外部の施設等を使用する際に支払われる経費及び事業遂行に必要な機材等のリース・レンタルに要する経費
消耗品・資料購入費	事業遂行に必要な消耗品及び図書等資料購入に要する経費
広報費	事業遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
通信運搬費	事業遂行に必要な物品の運搬料、郵送料等及び新たに電話回線を設置・維持するために支払われる経費(WEBサイト運営のためのサーバレンタル等も含む)
振込手数料	間接補助事業者に補助金を支払う際に生じる経費
印刷費	事業遂行に必要な資料や印刷物作成を行なうために支払われる経費
保険料	職場実習・職場体験を実施する際等、事業遂行に必要な保険に支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費として支払われる経費
外注費	補助事業者が業務を外注する際の経費
その他事業を行うために特に必要と認められるもの	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。また、事前に所轄の経済産業局に相談し、



	認められたものに限る。
Ⅲ. 委託費	<p>補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約）</p> <p>※コンソーシアム方式で申請する場合、幹事機関以外の事業者の経費は委託費として計上してください。</p> <p>※外注費・委託費が申請額の1/2を超える場合は、理由書の提出が必要となります。</p>

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・ その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

- ・ 補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。
- ・ これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。
- ・ しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。
- ・ 交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。
- ・ ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。
  - ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
  - ②免税事業者である補助事業者
  - ③簡易課税事業者である補助事業者
  - ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
  - ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

## 12. その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、所轄の経済産業局長に届け出なければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、「3. 事業内容 (7) 経済産業局及び全国事務局への報告等」に基づく報告のほか、所轄の経済産業局長が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (8) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。
- (9) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

13. 問い合わせ先

局名	住所	電話番号	管轄都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-700-2327	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業人材政策室	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4881	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島
関東経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	埼玉県さいたま市中央区 新都心1番地1 さい たま新都心合同庁舎1号 館	048-600-0358	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・長 野・山梨・静岡
中部経済産業局 地域経済部 産業技術・人材・情報政 策課	愛知県名古屋市中区三 の丸2-5-2	052-951-2774	愛知・岐阜・三重・ 富山・石川
近畿経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎1 号館	06-6966-6013	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	広島市中区上八丁堀6番 30号 広島合同庁舎2号 館	082-224-5683	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口
四国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	高松市サンポート3番33 号 高松サンポート合 同庁舎	087-811-8517	徳島・香川・愛媛・ 高知
九州経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	福岡県福岡市博多区博 多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-482-5504	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	沖縄県那覇市おもろま ち2丁目1番1号 那覇 第2地方合同庁舎2号館	098-866-1730	沖縄

以上